

●犬山市市有財産に関する民間提案制度 — 質問と回答 —

【案件No.3 案件(施設)名:橋爪東一丁目地内 暗渠地上部】

令和2年9月1日～9月30日受付分

様式	問番号	質問	回答
2	1	<p>①地代の発生有無について ②海上コンテナの設置可否について ③電気、水道の引込について</p>	<p>①市有財産に関する民間提案制度は、本市の新たな財政支出等を伴わず、市が保有する施設の有効活用を行い、本市の新たな財源確保を目的にある制度になります。 そのため、提案事業者様と随意契約を締結させていただきました場合、使用料として地代は発生します。 具体的な金額は市の基準の単価に基づき算出させていただきます。</p> <p>②幅2.44m×全長12.2m、重量4,520kgの海上コンテナとのことですが、1㎡当たり151kgの荷重がかかる計算になります。これは、コンテナのみの重さであり、中に荷物を積載すれば当然ながら重さが追加されることとなります。 当該暗渠部の積荷荷重については、1㎡当たり357kgの積荷荷重を上限と考えており、数値上は可能であると考えております。 ただし、積荷の内容(重さ)が不明なことに加え、暗渠部の設置工事から年月が経過していること等を勘案すると、基準である積荷荷重の半分程度(1㎡当たり200kg)に抑えていただくことが条件になると考えております。それ以上の荷重を加える場合は、実際設置する際に荷重に大しての事前調査をお願いする場合があります。</p> <p>③当該施設において、所管課である土木管理課、水道課にて判断をさせていただきます。設置方法によっては許可が可能ですので、具体的な提案をいただければ審査させていただきます。ただし、契約満了時には原状回復として配管、配線等撤去していただくことが条件となります。</p> <p>最後に、暗渠部に何らかの不具合が生じ、工事、点検等が必要な状況になる可能性があります。その際にはコンテナを移動していただくことが必要になりますので、その点も条件になります。</p>

様式	問番号	質問	回答
2	2	①地代の概算金額について ②工事点検等の可能性について	<p>①地代について 地代については、市の基準を基に算出しましたところ、概算ではございますが1㎡あたり年間約850円(1月当たり約70円)ほどの使用料になります。</p> <p>②工事、点検等の可能性について(コンテナ移動について) 昨年度は工事、点検等は行っておりません。また、今後についても具体的な計画等予定はございません。 ただし、災害による復旧工事の際や、また経年による劣化を確認した場合等、保守点検や改修工事が発生する可能性が考えられます。</p> <p>最後に、御社が計画している内容は倉庫として利用するためのコンテナ設置と理解しております。 倉庫利用としてのコンテナを設置することについて、建築を担当しております都市計画課に確認したところ、当該土地は市街化調整区域のため、コンテナの設置は都市計画法上許可がおりない可能性が高いとのことでした。そのため、社内でご検討いただく際には一度詳細を都市計画課に確認していただければ幸いです。</p>